

第2章

ベトナムの子どもたちの生活環境 ——現地資料に基づく理解の試み——

寺本 実

要旨：

経済開発が進むベトナムでは、障害児教育のよりいっそうの普及等の課題はあるものの、子どもの教育レベルが上昇している。2016 年子ども法では、子どもの権利の実行と有事の際の保護に向けた基本的な諸事項が定められている。その一方、日本と同様に、少子高齢化が進む傾向にあり、子どもに対する虐待事件も発生している。こうしたなか、子どもに関する問題に取り組むための中央・地方の国家予算、人員が不足傾向にあることが指摘されており、対応の強化が求められている。

キーワード： 憲法、子ども法、子どもの権利、障害児、子どもの保護、虐待

ベトナム料理が日本の一般家庭の食生活を彩るようになった。しかし、日越関係が深まるなかで、まだあまり分かっていないことも多い。そうした中で、ベトナムにおける子どもたちの生活環境のベーシックな状況について、明らかにすることが、本稿の目的である。構成は、以下の通りである。まず本稿の手法を記したうえで、ベトナムにおける子どもの定義と年齢に関わる各種制度について見る。その後、ベトナムの子どもたちをめぐる状況を見、最後に子どもに関する法制度の基本的内容を検討する。

1. 本稿の手法

本稿の手法は、法文書、専門ジャーナル、新聞等の現地資料の渉猟に基づく分析である。そうした作業を通して、ベトナムの子どもたちの生活環境に関わる全体的な理解を得る

ことが大きな目的のひとつである。その中でも、ベトナムの子どもたちの生活環境を支える公的な礎となる、関連法制度について理解を得ることが、中心的な課題である。

2. ベトナムにおける子どもの定義と子どもの概況

本節では、まずベトナムにおける子どもの定義と年齢が関わる公的制度等について取り上げ、その後、子どもをめぐる状況を見る。なお、筆者の手元にある直近の資料に基づいて記すが、法制度は変わることも多い。その点についてはあらかじめご留意願いたい。

(1) 子どもの定義 と各制度等

後述するように、ベトナムの子ども法によれば、ベトナムにおいて子どもとは「16 歳未満」の人である。この年齢については、国連子どもの権利委員会から、18 歳に引き上げるように求められている (Đặng Hoa Nam 2023:16)。

この 16 歳という年齢についてイメージするうえでも有用であると考えられるため、以下でベトナムの教育制度、結婚、選挙、労働をめぐる年齢規定、そして平均寿命について見てみたい。

① 教育制度

ベトナムの教育制度は基本的に次のように定められている。幼稚園（3 カ月～3 歳まで/3 歳～6 歳）、小学校（5 年間：6 歳～11 歳）、中学校（4 年間：11 歳～15 歳）、高校（3 年間：15 歳～18 歳）、（以上、2019 年教育法 26 条、28 条）、これ以降大学。2019 年教育法 14 条によると、小学校までの教育を終えることが義務づけられている。順調に進学した場合、子どもたちは高校在学中に 16 歳未満という枠から、出ることになる。

② 結婚制度

ベトナムでは、女性 18 歳以上、男性 20 歳以上で正式に結婚が認められる（2014 年家族・婚姻法 8 条）。16 歳未満という枠を超えて 2 年後に女性が、4 年後には男性が、法的に結婚を認められる。少数民族を中心に早婚をなくす取り組みが進められている。

③ 選挙

ベトナムでは、18 歳以上で選挙権、21 歳以上で被選挙権が得られる（国会代表選挙、人民評議会代表選挙法 2 条）。16 歳未満という枠を超えて 2 年後には国会代表選

挙、地方議会である人民評議会代表選挙で投票することができ、5 年後には、立候補することも可能になる¹。

④ 労働年齢

ベトナムの最低労働年齢は、15 歳である（2019 年労働法 3 条）。15 歳になってから 16 歳になるまでの 1 年間は、法的に子どもという位置付けであっても、労働年齢に達している存在ということになる。ただし、同法 145 条では、15 歳未満を雇用する際の規定が定められているように、15 歳未満の労働の存在も想定されている。

なお、ベトナムでは、定年退職年齢の引き上げが 2021 年から始められており、男性は毎年 3 カ月ずつ引き上げられて 2028 年までに 62 歳とされる。女性については、毎年 4 カ月ごと引き上げられ、2035 年までに 60 歳となる見込みである（労働法 169 条）。現行法制度で定められた 2024 年度時点の定年退職年齢は、女性 56 歳 4 カ月、男性は 61 歳である。

⑤ 平均寿命

最後にベトナムの平均寿命について述べる。ここ数年のベトナムの平均寿命は、2018 年 73.5 歳、2019 年 73.6 歳、2020 年 73.7 歳、2021 年 73.6 歳、2022 年 73.6 歳（速報値）と推移している（Tổng cục thống kê 2023:147）。本稿執筆段階で平均的にみると、16 歳未満という枠を超えて以降、60 年近くの日々を、ベトナムの人々は過ごしていることになる。経済成長とともに生活環境の改善がさらに進めば、今後平均寿命はさらに伸びると考えられる。

(2)ベトナムの子どもの状況

次に、ベトナムの子どもをめぐる概況をいくつかの統計データ、現地専門家の論考とともに見る。人口の推移、教育・保健関連、子どもに対する扶助、子どもの労働、子どもをめぐる問題、の順に見ていくことにしたい。

① 人口の推移

表1 ベトナム人口の推移

	人口（万人）	14歳未満（%）	15～59歳（%）	60歳以上（%）
2019年	9648.4	24.3	63.8	11.9
2023年	10030	23.9	62.2	13.9

（出所） Tổng cục thống kê 2023:109, Tổng cục thống kê サイトに基づき、筆者作成。

表 1 は、2019 年～2023 年におけるベトナム人口の推移を示したものである。14 歳未

満人口は概ね人口の 24%程を占めている。全体の傾向を見ると、14 歳未満人口、15～59 歳人口の割合は減少し、60 歳以上人口の割合が増加する傾向にある。そして、障害を持つ子どもについては、子ども人口の約 2.8%を占めている (Tổng cục thống kê 2018:15, 69)²。

世界保健機構 (WHO) の基準によれば、65 歳以上の人口が、全人口に対して 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。ベトナムでは、全人口に占める 65 歳以上人口は 2011 年から 7%を超えている (Đại đoàn kết、2020 年 11 月 19 日付)。本稿執筆現在でベトナムは「高齢化社会」に該当することになる。ベトナム統計総局の予想推計によれば、ベトナムでは 2036 年に同数字が 14%を超えて「高齢社会」、2056 年には 21%を超えて、「超高齢化社会」になる見込みである (Tổng cục thống kê 2021 : 40-41)。

② 教育・保健関連

表 2 子どもの通学状況 (%)

	小学校	中学校	高校
障害者	88. 41	74. 68	39. 35
非障害者	100. 85	94. 32	75. 83

出所 : Tổng cục thống kê 2018:79.

子どもの進学状況については、表 2 のような数字がある。非障害者については、小学校、中学校ともかなり高い達成率となっている。他方、障害を持つ子どもについては、非障害者と比べると、低い数字にとどまっており、高校になるとその差がかなり開く。なお、グエン・ヴァン・ホイ労働・傷病兵・社会省次官 (役職当時) によれば、ベトナムの 15 歳以上の識字率は、97. 85%である (Nguyễn Văn Hòì 2024 : 8)。

また保健面では、予防接種を十分接種した 1 歳未満児は 90%を超え、5 歳未満児における栄養不良 (低体重) の比率は 10. 8%となっている (Nguyễn Văn Hòì 2024 : 8)。

③ 子どもに対する扶助

ベトナムでは、6 歳未満児は無償で医療保険制度に加入できる。トオー・ドゥック労働・傷病兵・社会省社会扶助局局長 (役職当時) によれば、ベトナムにおける毎月の社会扶助金受給者は、全体で、335 万 6000 人 (人口の約 3. 35%) である。この内、子どもに関連しては、孤児・養育者喪失制度 2 万 1000 人、3 歳未満児制度³14 万 6000 人、16 歳未満児単身養育者制度 8 万 4000 人である。なお、そのほかの主な扶助受給者については、障害者 161 万 2000 人⁴、高齢者 141 万 7000 人という数字になっている (Tô Đức 2024:21)。

④ 子どもの労働

統計総局が、労働・傷病兵・社会省、在ハノイ国連労働機関（ILO）事務局と協力して実施した調査によると、2012 年の 5 歳～17 歳の労働者は、175 万 4782 人（同年齢の 9.6%）で、この内 16 歳未満は 154 万 3082 人であった。これに対し、2018 年において、5 歳～17 歳の労働者は 103 万 1944 人（同年齢の 5.36%）、この内 16 歳未満は 79 万 518 人であった（Nguyễn Thị Nga 2022 : 7）。少なくとも新型コロナ禍前の当該期間においては、子どもの労働者数は、減少傾向にあったことが分かる。

⑤ 子どもをめぐる問題

ダン・ホア・ナム労働・傷病兵・社会省子ども局局长（役職当時）によれば、ベトナムでは、平均で毎年約 2000 人の子どもが、公安機関が介入しなければならないような、深刻な虐待を受けている。虐待を行なっているのは、父、母、子どものケア・養育・保護に責任を負っている者たちである（Đặng Hoa Nam 2022:25）。ちなみに日本で検挙された子ども虐待事件の被害者数は、2019 年 1991 人、2020 年 2172 人、2021 年 2219 人、2022 年 2214 人、2023 年 2415 人と推移している（警察庁ウェブサイト）。

国家子ども保護ホットライン（番号 111）の報告によれば、2021 年では、77.1%が家庭内暴力で、家庭内性的虐待は 28.5%を占めた。また、UNICEF と統計総局によるベトナムの子どもと女性の状況調査によれば、1～14 歳で、精神的または肉体的な暴力で罰せられた子どもが、7 割超存在した（Đặng Hoa Nam 2022:25）。

そして、グエン・ティ・ガー労働・傷病兵・社会省子ども局副局長（役職当時）によれば、2023 年はじめ半年間では、1075 件の子ども虐待事件（人数としては 1233 人）の発生が明らかになった。2022 年同期比で、事件数では 2.6%、子ども数で 13.3%増えている（Nguyễn Thị Nga 2024 : 27）。

また、2023 年には、国家子ども保護ホットラインに 32 万 3000 件超の電話があった（Nguyễn Thị Nga 2024 : 26）。掲載誌発行の時期から、2021 年までの状況を記したと考えられる同じ著者の論考では、毎年約 50 万件の電話があると書かれている（Nguyễn Thị Nga 2022 : 7）。そうしたことから、新型コロナ禍下では、電話件数がかかなり多かった可能性がある。

その一方で、子ども保護に関する提案、プログラム、計画に対する中央・地方の国家予算投資は、それぞれの年度を通して、不安定で制約がある（Đặng Hoa Nam 2022:26）。また、子ども工作への予算割当額は、多くの地方で最低限必要な要求を満たすことができていない。たとえば、2023 年の省レベル人民委員会労働・傷病兵・社会局を通じた地方の子ども工作経費割当額は、1164 億ドンで、2022 年度よりも 40 億ドン減額となった（Nguyễn Thị Nga 2024 : 27）。

子どもの保護は、国家目標プログラムにおいてまだ相応しい地位を得ておらず

（Đặng Hoa Nam 2022:26）、多くの地方で、子どもの権利実行に関する国家管理、子どもの保護サービスを提供する人材（特に末端レベル）が不足している（Nguyễn Thị Nga 2024 : 27）。

経済開発を含め、対応が迫られる喫緊の課題を多数抱える中で、子ども工作の現実的な優先順位は、他の課題と比べて劣位に立たされる傾向にあることが、看取される。

3. 子ども政策関連法制度

本節から、子ども政策関連法制度について見る。ベトナムには、障害者法、教育法、家庭内暴力防止法など、さまざまな子どもに関連する法律が存在する。ここでは特に、憲法と、子どもの権利を守るための土台となる法律についてみる。

後者に関しては、1991 年 8 月 12 日に第 8 期第 9 回国会で「子どもの保護・ケア・教育法」（以下、1991 年子どもの保護・ケア・教育法）が制定された。これは全 26 条という簡素なものであった。第 9 期第 5 回国会で 2004 年 6 月 15 日に制定された、続く「子どもの保護・ケア・教育法」（以下、2004 年子どもの保護・ケア・教育法）では、用語の説明や特別な境遇下で暮らす子どもの保護・ケア・教育に関する章が加えられる等の拡充が行われ、全 60 条とされた。その後、第 13 期第 11 回国会で 2016 年 4 月 5 日に「子ども法」（以下、2016 年子ども法）が制定され、同法が 2017 年 6 月 1 日に施行された段階で、2004 年子どもの保護・ケア・教育法は失効した。2016 年子ども法は、全 106 条からなる。

なお、特に初めての分野では、ベトナム語における用語の訳、文章上の言葉のかかり具合など、読んでいて迷うことがある。厳しい批判、ご指摘を恐れつつも、最初の一步を踏み出すことが、私どもの務めである。しかし、締め切りに間に合わせることを優先して、筆者が拙速に判断した部分もあると思われる。そうした点については、今後読み込みを続け、理解を深めていく過程で適宜訂正、修正に努めていく所存である。あらかじめ、ご理解いただけたら幸いである。それでは、憲法、2016 年子ども法の順に見ていくことにしたい。

(1) 憲法

ベトナムにおける現行憲法は、第 13 期第 6 回国会で 2013 年 11 月 28 日に制定され、2014 年 1 月 1 日に施行された。同憲法は、37 条と 58 条で子どもに関して規定している。37 条 1 項では、「子どもは、国家、家族、社会によって守られ、ケアされ、教育さ

れる」、「子どもは子どもに関する問題に参加することができる」、「子どもに対する侵害、虐待（hành hạ, ngược đãi⁵）、放置（bỏ mặc）、子どもの労働力の濫用と搾取、そしてその他の子どもの権利に対する違反行為を厳しく禁じる」ことを、定めている。

そして 58 条 2 項では、「国家、社会、家族は、母親、子どもの健康を守り、ケアし、家族計画を実行する責任を有する」と定められている。

(2) 2016 年子ども法

次に、本稿執筆現在のベトナムにおける子どもに関する基本法である 2016 年子ども法について検討する。

ここで注意する必要があるのは、本稿執筆中に進んでいる省庁再編の動きである。実は、2025 年 2 月 18 日に第 15 期第 9 回国会で、政府組織構造に関する決議が可決された。これにより、子どもに関する主管庁が、これまでの労働・傷病兵・社会省から、医療省に変更されることになった。以下で検討する 2016 年子ども法の、少なくとも政府機構に関わる記述部分については、上記の動きに沿って改正されることになると思われる。本節最後に補足を付すが、あらかじめご理解願いたい。

2016 年子ども法は、全 7 章からなる。その構成は以下のようなものである。

第 1 章 一般規定（Những quy định chung）

第 2 章 子どもの権利と本分（Quyền và bổn phận của trẻ em）

第 3 章 子どものケアと教育（Chăm sóc và giáo dục trẻ em）

第 4 章 子どもの保護（Bảo vệ trẻ em）

第 5 章 子どもに関する問題への子どもの参加（Trẻ em tham gia vào các vấn đề về trẻ em）

第 6 章 子どもの権利と本分の実行における機関、組織、教育基礎、家族、個人の責任（Trách nhiệm của cơ quan, tổ chức, cơ sở giáo dục, gia đình, cá nhân trong việc thực hiện quyền và bổn phận của trẻ em）

第 7 章 施行のための条項（Điều khoản thi hành）

以下、必ずしも網羅的にではないが、それぞれの章について見ていくことにしたい。

(1) 第 1 章 一般規定（1 条～11 条）

第 1 章一般規定では、子どもの定義（1 条）、子どもの権利と本分を実行するための原則（5 条）、禁止行為（6 条）、特別な境遇下にある子ども（10 条）、毎年 6 月を子ども活動月間とすること（11 条）、などについて定めている。

子どもの定義については、「子どもとは、16 歳未満の人である」（1 条）と定めている。これは、1991 年子どもの保護・ケア・教育法、2004 年子どもの保護・ケア・教育

法でも同様である。「子どもの権利と本分を実行するための原則」（5 条）に関しては、子どもに作用する政策・法律を作る際には、関連機関・組織の意見とともに、子どもの意見を検討しなければならないとする条項があり（5 条 5 項）、第 5 章の規定に結びつくものと考えられる。

（2）第 2 章 子どもの権利と本分（12 条～41 条）

第 2 章では、子どもの権利と本分(bản phận)について定めている。「本分」は、ベトナム語からの直訳である。筆者は、「果たすべき務め」という意味で使用されていると判断している⁶。第 2 章の構成は、「子どもの権利」と「子どもの本分」という 2 つの項目に分かれている。

① 項目 1 子どもの権利（12 条～36 条）

第 1 項目子どもの権利に関しては、「生存の権利」、「健康ケアを受ける権利」、「教育を受ける権利」等、25 の条項にわたって権利が挙げられている。なお障害児の権利（35 条）については、障害児は子どもの権利と障害者の権利を十分に享受することが出来ること、機能の回復、自力能力の発展、社会参加のために、特別な補助、ケア、教育を受けられることが、定められている。

② 項目 2 子どもの本分（37 条～41 条）

次に、第 2 項目子どもの本分について見る。これについては、(a)家族に対する本分（37 条）、(b)学校・社会支援基礎・他の教育基礎に対する本分（38 条）、(c)共同体・社会に対する本分（39 条）、(d)故郷（quê hương）・祖国に対する本分（40 条）、(e)自身に対する本分（41 条）、が挙げられている。ここでは、家族、共同体・社会、故郷・祖国に対する「本分」について、少し記しておきたい。

まず(a)家族に対しては、祖父母・父母を敬い、礼儀正しく接し、孝行すること。父母・家族構成員を年齢・性別・成長に応じて仕事で助けることなどが、記されている。

次に、(c)共同体・社会に対しては、年長者を尊重し、礼儀正しくすること。自身の能力・健康・年齢に応じて高齢者、障害者、妊婦、困難な状況に直面している人に関心を持ち、助けること、他者の権利・名誉・人格を尊重することなどが、述べられている。

そして、(d)故郷・祖国に対しては、故郷・祖国を愛し、同胞を愛し、祖国を建設し、防衛する意識を持つこと、民族の歴史的伝統を尊重すること。法律を遵守し、執行することなどが、「本分」として定められている。

（3）第 3 章 子どものケアと教育（42 条～46 条）

第 3 章では、子どものケアと教育に関連して、国家が子どものために保証する事項

が、以下の 5 つの条項にわたって定められている。すなわち、子どものケア・養育に関する保証（42 条）、子どもの健康ケアに関する保証（43 条）、子どものための教育に関する保証（44 条）、子どもの娯楽・エンターテインメント、文化活動、芸術、スポーツ、観光のための条件の保証（45 条）、子どものための情報・通信の保証（46 条）。

子どものための教育に関する保証（44 条）では、国家はすべての子どもが通学することを保証し、子どもが退学する状況を減らすための支援政策を備えること、特別な状況下にある子ども、貧困世帯・近貧困世帯の子ども、少数民族の子ども、国境・山岳地・海島地域等の子どもを支援する政策を持つこと、などが定められている。

そして、国家は優先的に教育に投資を行ない、すべての子どもに教育へのアクセス機会の公平性を保証するとし、障害児については、「インクルーシブ教育」に特に言及している。

（4）第 4 章 子どもの保護（47 条～73 条）

第 4 章子どもの保護では、子どもの保護のレベル、段階について規定するとともに、実施の基本的な形が定められている。第 4 章は、以下の 4 項目から構成される。①子どもの保護レベルと実行責任、②子ども保護サービス供給基礎、③代替ケア、④訴訟、行政違反処罰、更生 (phục hồi)、コミュニティ (cộng đồng) への復帰 (tái hòa nhập) 過程における子ども保護措置。それでは以下、それぞれについて見ることにしたい。

①項目 1 子どもの保護レベルと実行責任

項目 1 では、47 条で子ども保護のレベルは、(a) 予防、(b) 補助、(c) 介入 (can thiệp) という 3 つのレベルで行われることが規定された。続く 48 条～50 条でそれぞれについて定めている。その後、子ども虐待行為の情報を供給、処理し、通報、告発する責任 (51 条)、補助、介入計画 (52 条)、社級⁷において子ども保護工作を行う人の責任 (53 条)、ネット環境上で子どもを保護する責任 (54 条)、について定めている。以下では、子ども保護の基本的枠組みとなる 3 つのレベルについて、見ておきたい。

（a）予防レベル

予防レベルの対象は、(ア) コミュニティ、(イ) 家族、(ウ) 全ての子ども、である。その目的は、(ア) 子ども保護に関する認識を向上させ、見識をそなえること、(イ) 子どものために安全で健康的な生きる環境を作ること、(ウ) 子どもが虐待される危機、特別な境遇に陥る危機を減ずること、にある。

（b）補助レベル

補助レベルの対象は、(ア) 暴力をふるわれ、搾取され、遺棄される危機にある子ども、(イ) 特別な境遇下にある子ども、である。この特別な境遇下にある子どもについては、2016 年子ども法 10 条で定められている。補助レベルの目的は、「子どもに損害

を引き起こす危機を、時宜を得て発見し、減じ、あるいは取り除くこと」にある。

(c) 介入レベル

介入レベルの対象は、虐待を受けている子どもと虐待を受けている子どもの家族である。その目的は、虐待行為の制止、特別な境遇下にある子どもの更生、コミュニティ復帰の支援ケアである。

②項目 2 子ども保護サービス供給基礎

次に、項目 2 では、「子ども保護サービス供給基礎」に関して定められている。組織の類型、設立、登録から活動終了まで規定しており、具体的には以下の条項が並んでいる。子どもの保護サービス供給基礎の類型（55 条）、設立、活動登録の条件（56 条）、設立・活動登録の管轄（57 条）、活動（58 条）、活動の停止・終了（59 条）。

③項目 3 代替ケア

項目 3 では、代替ケアの実施に関して定めている。ここでは、代替ケア実行に際して求められる事項にはじまり、適用の対象、代替ケアを引き受ける人の責任、権利と登録などについて規定している。具体的には、以下の条項が含まれる。代替ケア実行に際して求められる要求（60 条）、代替ケアの形式（61 条）、代替ケアを必要とする場合（62 条）、代替ケアの条件（63 条）、代替ケアを引き受ける人の責任と権利（64 条）、代替ケアを引き受ける人の登録（65 条）、代替ケア決定の管轄（66 条）、社会支援基礎への子どもの引き渡し（67 条）、代替ケアを受けている子どもの継続的な状況の把握、評価（68 条）、代替ケアの終了（69 条）。

④項目 4 訴訟、行政違反処理、更生とコミュニティ復帰過程における子ども保護措置

最後の項目 4 では、虐待された子ども、証人の子どもを対象とした内容も含まれているものの、どちらかといえば、訴訟・行政違反によって処罰を受けた子どもの更生、コミュニティ復帰に、よりスペースが割かれている。ここでは、以下の条項が含まれている。

最初に、訴訟、行政違反処理、更生、コミュニティへの復帰過程における子ども保護のための諸要求（70 条）、続いて、法律違反を犯した子ども、虐待されている子ども、目撃した子どもの保護措置（71 条）、訴訟・行政違反処理、更生、コミュニティ復帰過程における社級の子どもの保護サービス工作を行う者の責任（72 条）、法律違反を犯した子どもの更生とコミュニティ復帰（73 条）。

(5)第 5 章 子どもに関する問題への子どもの参加（74 条～78 条）

第 5 章では、子どもによる子どもに関する問題への参加について、定められている。子どもあるいは子どもの声・願いを代表する組織が、子どもに関する問題に参加する範

囲については、法規範文章、政策、経済社会発展計画の制定と展開といったレベルから、政治社会組織、社会組織、社会・職業組織、教育機関、子ども保護サービス供給基礎、家族などにおける決定や活動が、挙げられている。

第5章は、具体的には、以下の各条項から構成されている。子どもが子どもに関する問題に参加する範囲・形式（74条）、家族における子どもの参加保証（75条）、学校、その他の教育基礎における子どもの参加保証（76条）、子どもの声、願いを代表する組織（77条）、子どもが子どもの問題に参加するための保証（78条）。例えば、家族レベルでは、父母、家族構成員は、子どもの年齢・成長と家族の条件と背景に応じて、子どもの意見・願いを尊重し、耳を傾け、検討し、返答し、説明することなどが求められている（75条1項）。なお、子どもの声、願いを代表する組織としては、ホーチミン共産青年団⁸がその中心的存在として位置づけられている（77条1項）。

（6）第6章 子どもの権利と本分の実行における機関、組織、教育基礎、家族、個人の責任（79条～102条）

第6章は、子どもの権利と本分の実行における、子どもの周囲の諸アクターの責任について定めている。2つの項目から構成されており、項目1で機関、組織の責任、項目2で家族、個人、教育基礎の責任を定めている。以下、それぞれの項目について見ることにしたい。

①項目1 機関、組織の責任

項目1では、各組織、機関の責任について定めている。ここで挙げられたアクターは、以下のものである。国会、各級人民評議会（79条）、政府（80条）、人民裁判所、人民検察院（81条）、労働・傷病兵・社会省（82条）、司法省（83条）、医療省（84条）、教育・訓練省（85条）、文化・スポーツ・観光省（86条）、情報・通信省（87条）、公安省（88条）、省・省と同等機関、政府に属する機関（89条）、各級人民委員会（90条）、ベトナム祖国戦線と戦線の構成組織（91条）、社会組織（92条）、経済組織（93条）、子どもに関する関連協力組織（94条）、子ども扶助基金（95条）。

上記した中から、いくつかの機関、組織について少し見ておきたい。

2016年子ども法の法文から判断すると、子どもに関する国家管理において政府に対して主たる責任を負う省は、労働・傷病兵・社会省である（82条1項）。同省は、関連法草案の作成（82条2項）、子どもの権利実行結果の国会における報告準備（82条3項）、また、国連子どもの権利条約の実行に関する国家報告の準備（82条4項）などにおいて、中心的な役割を担うことが定められている。

そして、子どもと言えば、教育が重要である。学校やその他の教育基礎における子どもの権利・本分の実行の保証に関しては、教育・訓練省が担うと定められている。安

全、健康的で、親しみ仲良くする教育環境を作るため、学校基準を定めること、学校での暴力を防止する（85 条 2 項）こと、などにおいて、中心的な役割を担うとされている。

公安省は、労働・傷病兵・社会省、ホーチミン共産青年団、ベトナム女性連合⁹、法律保護機関を指揮、協力し、暴力、搾取、性的虐待、子どもの売買、子どもに関わる犯罪行為を防止し、制止する措置実行の指導、組織を行う（88 条 1 項）。

ベトナムではデジタル化が推進されており、日常生活への情報機器の浸透が著しいが、情報・通信省がネット上で子どもを保護するための管理、指導を担う（87 条 3 項）。そして、各地方で子どもの権利の実行に関する国家管理を行うのは、各級人民委員会である。

最後に、縦割行政の弊害を減らすためだと考えられるが、政府首相は、省庁間、政府に属する機関間に「子どもに関する分野間協力組織（tổ chức phối hợp liên ngành về trẻ em）」を設立することが、定められている（94 条 1 項）。なお、地方では、各行政レベルの人民委員会委員長の決定によって同様の組織が設立される（94 条 2 項）。

②項目 2 家族、個人、教育基礎の責任

項目 2 では、家族、個人、教育基礎の責任について定めており、構成は以下のようになっている。子どもが父と母と生きることができる保証（96 条）、子どもの出生登録（97 条）、子どものケア・養育・教育（98 条）、子どもの学習、才能（*năng khiếu*）を伸ばすこと、娯楽、エンターテインメント、文化活動、スポーツ、観光の権利の保証（99 条）、子どもの生命・身体・人格・名誉・プライバシー（*bí mật đời sống riêng tư*）の保護（100 条）、子どもの民事権の保証（101 条）、子どもが子どもの権利と本分を実行できるための管理と教育（102 条）。

100 条 2 項では、「父、母、教員、子どもケア者、診療を行なう者は、家族内外で子どもが虐待される危機にあるケース、子どもが虐待されているケースを発見し、管轄を有する機関・個人に告発、通報する責任を有すると定められている。また 101 条 1 項は、「父、母、子どもの保護者、家族の構成員は、子どもの合法的な権利、利益を守る責任を有する」と定めている。そして、102 条 1 項では、子どもが第 2 章で定められた子どもの権利と本分を理解し、実行出来るよう、父、母、教員、子どもケア者、家族構成員が、管理、教育、支援面で責任を持つと規定されている。父、母、教員、子どもケア者、家族構成員といった子どもを取り巻くアクターが、子どもが有する権利について、しっかりと理解することを前提としていることが、注目される。

(7) 第 7 章 施行のための条項(103 条～106 条)

最後の第 7 章では、2016 年子ども法は、2017 年 6 月 1 日から発効し、それと同時に

2005 年 1 月 1 日に発効した 2004 年子どもの保護・ケア・教育法が失効すること（103 条）。2016 年子ども法に違反した機関・組織・個人は、法律の規定にしたがって責任を追及され、処罰されることなどが定められている（105 条）。

(8) 補足 政府の組織機構の整理、再編の影響

先に述べたが、2025 年 2 月 18 日に第 15 期第 9 回国会で、政府組織構造に関する決議 176 号が可決された。同決議は直ちに発効し、2025 年 3 月 1 日から正式に新たな体制が実施される。これにより、これまで子ども問題を主管してきた労働・傷病兵・社会省は、内務省と統合される。この動きに伴い、子ども問題の主管は、社会扶助、社会悪防止への取り組みとともに、医療省に移されることになった。なお社会悪に関わる麻薬中毒患者の治療とその後の管理は公安省が担う。ちなみに、労働・傷病兵・社会省がこれまで担ってきた貧困削減は、農業・農村開発省と資源・環境省の統合により創設される農業・環境省が任務を引き継ぐ。そして、職業教育については、教育・訓練省が担当する見込みである（以上、*tuổi trẻ* 紙ウェブサイト、*Lao động* 紙ウェブサイト）。

以上のような動きは、2016 年子ども法の関連部分、特に第 6 章項目 1 に定められた事項に影響を与えることになると考えられる。

おわりに

ベトナムにおける子どもたちの生活環境のベーシックな状況について、明らかにすることが、本稿の目的であった。筆者自身、初めてベトナムの子どもたちを主たる調査対象として、その生活環境について調査研究を実施する。そのため、最初の取り組みとして、現地資料の渉猟、分析に基づき、子どもの定義とベトナムの専門家による状況理解、子どもに関わる法制度とその内容の検討を行ってきた。

障害を持つ子どもについてはまだ課題を抱えているが、ベトナムの子どもたちの識字率、義務教育レベル進学率は、高いレベルにある。また、法制度の整備も進められている。憲法では、子どもは国家・家族・社会によって守られ、ケアされ、教育を受けること、虐待など子どもの不当な扱いを禁じること、子どもは、子どもをめぐる問題に参加できること、が定められている。そして 2016 年子ども法では、子どもの各種権利が保

証され、不当な取り扱いを受けた際の制度的な対応、責任を負う機関、組織についても定められている。

その一方で、労働・傷病兵・社会省子ども局の責任者の論考によれば、子どもをめぐる問題は増加する傾向を見せている。それにも関わらず、子どもに関わる公的機関による活動は、人的側面、予算面で制約を抱えている。

今後は、2016 年子ども法と同法の実行に向けて出された諸公文書のさらなる読み込みと内容分析、その実施局面における実態と抱えている課題、そして、子どもをめぐる問題が発生する社会的な背景など、残された課題について調査研究を進めていきたい。

〔参考文献〕

Nguyễn Thị Nga [グエン・ティ・ガー] 2024. Năm 2024: Tăng tốc, bứt phá để hoàn thành mục tiêu về công tác trẻ em [2024 年：子ども工作に関する目標を達成するために加速し、突破する] . Tạp chí Lao động và Xã hội [労働と社会誌] số 711+712 từ 16/01-15/02/2024.Tr.26-27.

Nguyễn Thị Nga 2022. Tạo môi trường sống an toàn cho trẻ em [子どもにとって安全な生活環境を作る] . Tạp chí Lao động và Xã hội số 665 từ 16/02-28/02/2022.Tr. 6-7.

Đặng Hoa Nam [ダン・ホア・ナム] 2023. Cam kết thực hiện công ước liên hợp quốc về quyền trẻ em của Việt Nam [ベトナムの国連子ども条約実行コミットメント] . Tạp chí Lao động và Xã hội số 686+687 từ 1-31/1/2023:15-16.

Đặng Hoa Nam [ダン・ホア・ナム] 2022. Vì sao cần phát triển mạng lưới bảo vệ trẻ em [なぜ子ども保護ネットワークを発展させる必要があるのか] . Tạp chí Lao động và xã hội Số 663+664 từ 16/01-15/02. Tr. 25-26.

Nguyễn Văn Hồi [グエン・ヴァン・ホイ] 2024. Nhìn lại 40 năm thực hiện chính sách xã hội định hướng giải pháp góp phần phát triển toàn diện đất nước trong giai đoạn mới [新しい段階における祖国の全面的な発展に貢献するための解決を志向する社会政策の実行 40 年を振り返る] .Tạp chí Lao động và xã hội Số 711+712 từ 16/01-15/02/2024. Tr.6-11.

Tô Đức [トー・ドゥック] 2024. Trọng tâm xây dựng chính sách trợ giúp xã hội năm 2024 [2024 年社会支援政策建設の重点] . Tạp chí Lao động và xã hội Số 711+712 từ 16/01-

15/02/2024. Tr.21-22.

Tổng cục thống kê [統計総局] 2023. Niên giám thống kê 2022 [2022 年鑑統計] .Nhà xuất bản thống kê [統計出版社] .

Tổng cục thống kê 2018. Việt Nam Điều tra quốc gia người khuyết tật 2016 [2016 年ベトナム障害者国家調査] .Nhà xuất bản thống kê.

<インターネット>

Tổng cục Thống kê [統計総局] 2021. Tổng điều tra dân số và nhà ở năm 2019 Già hóa dân số và người cao tuổi ở Việt Nam [2019 年人口・住居調査 ベトナムにおける人口の老齡化と高齢者] (https://vietnam.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/ageing_report_from_census_2019_vie_final20082021.pdf).

tuổi trẻ(若者)紙ウェブサイト (<https://tuoitre.vn/thu-tuong-pham-minh-chinh-trinh-quoc-hoi-co-cau-so-luong-thanh-vien-chinh-phu-20250217194739103.htm>).

Lao động (労働) 紙ウェブサイト (<https://laodong.vn/thoi-su/chinh-thuc-trinh-quoc-hoi-co-cau-so-luong-thanh-vien-chinh-phu-1464633.lido>).

警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/dv.html>)

<新聞>

Báo Đại đoàn kết [大団結紙]

¹ しかし、ベトナム共産党が有力な構成組織の一つであるベトナム祖国戦線が、立候補者選出に際して影響力を持っており、立候補するためにはハードルがある。

² ここでは、2～17 歳までの子どもが 67 万 1659 人を占めると記されている (Tổng cục thống kê 2018:15, 69)。

³ 少数民族地域、山岳、特別困難な地域に暮らす貧しい家庭の 3 歳未満児を対象とした扶助制度を指すと考えられる。

⁴ この中には、16 歳未満の対象者も含まれていると、筆者は推測する。

⁵ 別々の訳語を検討したが、両語の意味が重なることから、この段階ではそれぞれの訳語を求めることを控えた。後の課題としたい。

⁶ 「語」の示す内容を斟酌して、判断している。

⁷ ベトナムの末端行政レベル。

⁸ 有力な政治社会組織の一つ。

⁹ 有力な政治社会組織の一つ。